特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	住民税非課税世帯等臨時特別給付金【令和5年3月20日終了】及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
岩倉市は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
岩倉市長

公表日
令和7年8月19日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給する。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 【住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給に関する事務】（令和5年3月20日終了） ①　申請書の受付、申請に係る事実の審査に関する事務 ②　支給対象世帯の抽出に関する事務 ③　支給対象世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務】 ①　申請書の受付、申請に係る事実の審査に関する事務 ②　支給対象世帯の抽出に関する事務 ③　支給対象世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務
③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
臨時特別給付金支給者情報ファイル及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）第9条第1項、別表の第135項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・別表第一告示（番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める告示）5号 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条（「特定公的給付」に指定）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ・番号法第19条第8項、別表の第135項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第160項、第162条 （情報提供の根拠） ・なし　※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　行政課482-8686　愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部　行政課482-8686　愛知県岩倉市栄町一丁目66番地0587-38-5804
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、安全管理措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月20日	評価書名	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給に関する事務　基礎項目評価書	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務　基礎項目評価書	事後	事務の追加による評価書名の変更
令和5年11月20日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	岩倉市は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	岩倉市は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	事務追加による個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の変更
令和5年11月20日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給に関する事務	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務	事後	事務の追加による事務名称の変更
令和5年11月20日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付府政経運第423号）に基づき、住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金の支給を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①　申請書の受付、申請に係る事実の審査に関する事務 ②　支給対象世帯の抽出に関する事務 ③　支給対象世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付府政経運第423号）に基づき、住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金の支給を行う。（令和4年1月31日から令和5年3月20日まで） 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給する。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 【住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給に関する事務】 ①　申請書の受付、申請に係る事実の審査に関する事務 ②　支給対象世帯の抽出に関する事務 ③　支給対象世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務】 ①　申請書の受付、申請に係る事実の審査に関する事務 ②　支給対象世帯の抽出に関する事務 ③　支給対象世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	事後	事務の追加に伴う事務概要の変更
令和5年11月20日	Ⅰ関連情報 2．特定個人情報ファイル名	臨時特別給付金支給者情報ファイル	臨時特別給付金支給者情報ファイル及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給者情報ファイル		
令和5年11月20日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第100項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第73号 ・別表第一告示（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める告示）5号 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)（以下「番号法」という）第9条第1項、別表第一の第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第74号 ・別表第一告示（番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める告示）5号 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定）	事後	
令和5年11月20日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第2における情報照会の根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の第121項、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第59条の4項 （別表第2における情報提供の根拠） なし　※情報提供ネットワークシステムによる情	（別表第2における情報照会の根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の第121項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号）第59条の4項 （別表第2における情報提供の根拠） なし　※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	事後	
令和5年11月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年12月10日　時点	令和5年10月10日　時点	事後	
令和5年11月20日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年12月10日　時点	令和5年10月10日　時点	事後	
令和6年5月10日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務　②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年12月21日付府政経運第423号）に基づき、住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金の支給を行う。（令和4年1月31日から令和5年3月20日まで） 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給する。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 【住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給に関する事務】 ①　申請書の受付、申請に係る事実の審査に関する事務 ②　支給対象世帯の抽出に関する事務 ③　支給対象世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務】 ①　申請書の受付、申請に係る事実の審査に関する事務 ②　支給対象世帯の抽出に関する事務 ③　支給対象世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給する。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 【住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給に関する事務】（令和5年3月20日終了） ①　申請書の受付、申請に係る事実の審査に関する事務 ②　支給対象世帯の抽出に関する事務 ③　支給対象世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務】 ①　申請書の受付、申請に係る事実の審査に関する事務 ②　支給対象世帯の抽出に関する事務 ③　支給対象世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	事後	
令和6年5月10日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担	健康福祉部　福祉課	福祉部　福祉課	事後	組織・機構の見直しのため
令和7年8月6日	評価書名	住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務　基礎項目評価書	住民税非課税世帯等臨時特別給付金【令和5年3月20日終了】及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務　基礎項目評価書	事後	
令和7年8月6日	Ⅰ　関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)（以下「番号法」という）第9条第1項、別表第一の第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第5号）第74号 ・別表第一告示（番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める告示）5号 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）第9条第1項、別表の第135項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・別表第一告示（番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める告示）5号 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条（「特定公的給付」に指定）	事後	番号法改正による修正
令和7年8月6日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第2における情報照会の根拠） 番号法第19条第8号及び別表第二の第121項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号）第59条の4項 （別表第2における情報提供の根拠） なし　※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	（情報照会の根拠） ・番号法第19条第8項、別表の第135項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第160項、第162条 （情報提供の根拠） ・なし　※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。	事後	番号法改正による修正
令和7年8月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数	令和5年10月10日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和7年8月6日	Ⅳ　リスク対策　8、11	（記載なし）	リスク対策項目の記入	事後	評価書様式変更に伴う修正